

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等の様々なステークホルダーに支えられた存在であるという認識のもと、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、企業価値の極大化を目指しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化が経営の重要課題の一つであると位置付け、経営の効率性、透明性及び遵法性を確保し、経営目標を達成するための経営組織体制を採用しております。

(2)コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、「経営戦略・監督機能」の取締役会と「業務執行機能」の執行役員制及び「経営監督機能」の監査役会でコーポレート・ガバナンス体制を構成しております。

・取締役会における経営の戦略決定及び監督機能を明確化し、意思決定の迅速化のため少人数構成としております。

また、経営監督機能のさらなる強化のため、企業経営に精通した、独立性の高い社外取締役を選任しております。

・執行役員制及び事業部制を採用し、「戦略決定及び業務監督機能」と「業務執行機能」を明確に分離し、迅速かつ適正な業務執行体制を構築しております。

・監査役会の経営監督機能を強化するため、高い専門性や豊富な実務経験を有する社外監査役を選任しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-1-1】

取締役会に対し、総会終了後遅滞なく、議案賛否の分析結果を報告することといたします。とりわけ、出席株主の議決権数の3分の1以上の反対票を投じられた議案については、反対された理由・原因の詳細な分析を行い、当該株主との対話等の対応の要否を検討いたします。

【補充原則1-2-4】

2017年6月開催の定時株主総会より、議決権電子行使を採用するとともに、国内外機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を開始いたしました。招集通知の英訳は、現時点では狭義の招集通知及び株主総会参考書類のみですが、将来的には招集通知の内容全てを英訳し提供する方向で、その実施方法も含めて検討してまいります。

【補充原則4-1-3】

当社は、企業ビジョンに掲げる「進化永続企業」であり続けるべく、「進化経営」を標榜し推進しております。その方針・施策として打ち出している4つのイノベーションのうち、「パーソナル・イノベーション」(人材の革新)において、執行役員・事業部長クラスを念頭に置いた次世代リーダー育成の取組みを体系的・継続的に進めており、取締役会への報告も定期的に行っております。

しかしながら、社長の後継者計画については、従前より社内取締役の間ではある程度共通認識とされてきたものの、まだ明文化はされていない状態にあります。2021年2月に設置した指名・報酬諮問委員会及び取締役会において議論を深め、明文化・共有化を推進してまいります。

【補充原則4-2-1】

現時点では、インセンティブとして、単年度事業計画の達成率等に連動する賞与制度、役員持株会による自社株保有、税制適格ストックオプション等を活用しております。

当社が現在推進している開発テーマ・研究テーマでは中長期的な観点により重要となってきております。取締役報酬もこれに合わせて、中期経営計画の進捗・達成度等に応じた賞与制度や、自社株保有をさらに促す株式報酬制度の導入を検討しております。

また、役員報酬体系の見直しと明文化を指名・報酬諮問委員会にて原案審議・決定したうえで、取締役会に付議・審議していくことにより、報酬に関する手続の客観性・透明性を確保してまいります。

【補充原則4-3-2及び4-3-3】

社長の後継者計画を指名・報酬諮問委員会及び取締役会において議論を深めていくなかで、必要な資質や客観的で透明性の高い選任手続等を明確に定め、その明文化及び取締役会での共有化を進めてまいります。

また、選任と同様、解任の基準及び手続についても、明文化及び取締役会での共有化を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

< 株式等の政策保有に関する方針 >

当社は、上場会社株式等の政策保有を行う場合は、取引関係の強化や新事業の探索・協業など、事業上のメリットが見込める場合に限り、

2018年9月30日現在における政策保有株式については、当社は、原則として買い増しは行わないものとします。また、相互に株式を保有する形となっている政策保有先から当社株式売却の意向が示された場合は、その理由に関わらず、特段の条件を付すことなく売却を承諾するものとし、

す。反対に、当社にとっての保有意義・経済合理性が消失した場合や、当社に財政上の必要性など特段の事由が生じた場合には、政策保有先に対して株式の売却を申し入れることがあります。

< 政策保有株式の保有の適否の検証 >

政策保有株式の保有の適否の検証については、個別銘柄ごとに、保有目的・事業上の取引の状況・株価・配当金等を総合的に勘案し行っております。直近の検証において、政策保有株式のほとんどの銘柄について保有の妥当性があることを確認済みです。さらに深い検討を要すると判断した銘柄については今後遅滞なく検証作業を進め、取締役会において保有の適否を判断いたします。

< 政策保有株式に係る議決権の行使 >

政策保有株式に係る議決権の行使については、原則として、政策保有先の中長期的な企業価値の向上に資するか否かの観点から個別先ごとの事業環境等の違いを踏まえて行使基準を設定したうえで、これを満たす議案には賛成いたします。一方、行使基準を満たさない議案については、当該政策保有先に当該議案の趣旨を確認するなど慎重に検討したうえで、賛否を表明することといたします。

【原則1 - 7】

当社は、当社取締役並びにその2親等内の親族(以下、併せて「役員等」といいます)が当社との間で取引を行う場合には、金額の多寡に関わらず、取締役会の事前承認を受けなければならない旨を取締役会規程等において定めております。実際に取引案件が生じたときには、適法・適切な対応が遺漏なく採られるよう、担当部門が必ず顧問弁護士に確認したうえで対処することとしております。また、取引を実行した後最初に開催される取締役会において、取引結果の報告を義務付けております。

【原則2 - 6】

当社は、ヨコオ企業年金基金を通じて、次のとおり企業年金の積立金の運用・管理を行っています。

- ・政策的資産構成割合の決定及び維持に関し専門的知識及び経験を有する社員を配置する旨を企業年金規約において定めており、これに則って、企業年金の実務を担当する人事総務部門に、適切な資質を有する人材を配置しています。
- ・資産管理運用機関の決定や資産額の変更の手続など積立金運用に関する重要な決定・変更は、「資産運用委員会」が、資産運用機関等外部の専門家の助言も踏まえつつ審議し、当社労働組合の同意を得たうえで、実行することとしています。
- ・「資産運用委員会」は、人事総務部門・経理部門などから適切な資質を有する人材により構成します。

【原則3 - 1】

(i) 企業ビジョン・企業使命・経営基本方針等

それぞれ下記の当社Webサイト上に掲載しております。

・企業理念(ビジョン)及び企業使命(ミッション)

<https://www.yokowo.co.jp/company/philosophy.html>

・経営の基本方針 / 目標とする経営指標 / 中長期的な経営戦略

<https://www.yokowo.co.jp/ir/message/>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

前記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

< 取締役の報酬等 >

・取締役の報酬等は、金銭による月例の固定報酬である基本報酬、金銭による役員賞与、及びストックオプション等による株式報酬により構成するものとします。

・基本報酬の額は、役位、職責等に応じて定めたガイドラインをベースに、前連結会計年度の業績、当連結会計年度の経営計画及び各取締役の役割等を勘案して代表取締役執行役員社長が個人別の報酬等の額の原案を作成し、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで、新連結会計年度の前月に開催する取締役会に付議し、決定するものとします。

・役員賞与は、連結会計年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に對し、業績指標の達成度合いに応じて支給するものとします。当該業績指標として、当社グループの稼働力を最もよく表す連結営業利益を指標として採用しております。

役員賞与の支給有無/支給総額は、各連結会計年度の連結営業利益の達成度(前連結会計年度の連結営業利益に対する達成度及び当該連結会計年度の連結営業利益予想値に対する達成度)により、代表取締役執行役員社長が原案を作成し、支給する場合の個人別支給額についても、各業務執行取締役の職務及び功績等を勘案して代表取締役執行役員社長が原案を作成するものとします。当該原案を指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで、当該連結会計年度の業績が確定した月の取締役会において決定し、当該取締役会の翌月に支給するものとします。

・株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に對し、ストックオプションを付与するものとします。ただし、計上すべき費用が業績に与える影響とインセンティブとしての効果を比較考量して付与の有無及び付与の時期を決定するものとし、個人別の付与数は、株主総会決議により定めた上限(発行金額又は発行株数)の範囲内において、各取締役の役位・職責等を勘案して代表取締役執行役員社長が原案を作成し、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで、取締役会にて決定するものとします。

・社内取締役3名については、固定報酬(税引き後)のうち、原則として内規で定める一定額以上を毎月役員持株会に拠出することを義務付けております。役員持株会にて積み立てた自社株式は、半期ごと(9月末及び3月末)に個人名義に振り替え、取締役在任中は原則として売却せず継続保有することとしております。

・業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定するものとします。なお、ストックオプションを上限まで割り当てる場合の、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬60%、業績連動報酬20%、株式報酬20%とします。

< 執行役員の報酬等 >

・経営陣幹部である執行役員に対する基本報酬及び賞与については、取締役に對する基本報酬・賞与と同様の手続により審議・決定します。

・基本報酬は、役位、職責等に応じて定めたガイドラインをベースに、前連結会計年度の業績、当連結会計年度の経営計画及び各執行役員の役割等を勘案して代表取締役執行役員社長が個人別の報酬等の額の原案を作成し、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで、新連結会計年度の前月に開催する取締役会に付議し、決定するものとします。

・賞与の支給有無/支給総額は、各連結会計年度の連結営業利益の達成度(前連結会計年度の連結営業利益に対する達成度及び当該連結会計年度の連結営業利益予想値に対する達成度)により、代表取締役執行役員社長が原案を作成し、支給する場合の個人別支給額についても、各業務執行取締役の職務及び功績等を勘案して代表取締役執行役員社長が原案を作成するものとします。当該原案を指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで、当該連結会計年度の業績が確定した月の取締役会において決定し、当該取締役会の翌月に支給するものとします。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部である執行役員の選任に当たっては、専門性・革新性・分析力など取締役会が定める判断基準に照らして相応しい候補者を選定し、執行役員会議での審議・推薦を受けて執行役員社長が指名原案を作成し、当該原案を指名・報酬諮問委員会にて審議・決定したうえで、取締役

会の承認を経て選任することとしております。

取締役・監査役候補者の指名に当たっては、代表取締役執行役員社長が指名原案を作成し、当該原案を指名・報酬諮問委員会にて審議・決定したうえで、取締役候補者は取締役会の承認を、監査役候補者は監査役会の同意を経て、指名することとしております。なお、社外役員候補者の場合は、当社の独立性判断基準に照らして一定水準以上の独立性を有することや、当社にとって有用な知識・経験を有することを確認したうえで、上記の取組をとっております。

なお、取締役及び執行役員の解任については、重大なコンプライアンス違反を犯すなど明らかに不適格と認められる場合や、候補者として指名あるいは選任を決定した時の資質を著しく欠いたと認められる場合に、解任の原案を指名・報酬諮問委員会にて審議・決定したうえで、取締役会において解任の可否を審議・決定することとします。

(v) 個々の選解任・指名についての説明

現任の取締役及び監査役の選任を株主総会において付議するにあたり候補者として指名した理由については、それぞれ以下のとおりです。

< 取締役 >

・徳間孝之氏

徳間孝之氏は、車載通信機器事業の事業部長／カンパニープレジデントとしてマイクロアンテナ開発・拡販、海外事業統括／事業企画室／CTC事業／PCC事業（現 ファインコネクタ事業）担当役員として回路検査用コネクタ事業のBGAソケット分野への進出、PCC事業の海外拡販推進及びメディカル・デバイス事業の立上げなど、主要事業の事業拡大・進化を主導してきており、全事業に精通しております。また、グループ全体を俯瞰し、「経営の重層化」と「永続的進化」をスローガンに掲げ、執行役員社長の任にあたっております。

成長性・収益性・安定性を着実に向上させてきた実績から、引き続き当社の経営執行を担っていただくべく取締役候補に指名し、2021年6月開催の第83期定時株主総会において選任（重任）されております。

・深川浩一氏

深川浩一氏は、回路検査用コネクタ事業担当執行役員として、同事業における事業買収・新技術導入・新規顧客獲得を主導してきたほか、情報セキュリティ委員会委員長として、情報セキュリティの国際標準規格であるISO27001の当社及び当社子会社における認証取得を推進し、当社グループ全体の情報セキュリティ体制整備・強化及び意識向上に貢献してまいりました。2020年2月より、経営企画本部及び管理本部の担当役員として、新型コロナウイルス感染症対策を主導しつつ、コーポレートガバナンス・コンプライアンス・CSRなど当社グループの企業基盤のさらなる強化を推進しております。

同氏に引き続き現行の職務を担っていただくべく取締役候補に指名し、2021年6月開催の第83期定時株主総会において選任（重任）されております。

・横尾健司氏

横尾健司氏は、当社及び国内外子会社における管理業務全般の経験ののち、当社主要事業である車載通信機器（VCCS）事業において重要な職務を歴任、現在の主要顧客との新規口座開設を主導、事業拡大に大きな貢献を果たした実績を上げたほか、執行役員管理本部長として、リーマンショック後の全社収益構造革新施策・パーソナルイノベーション（人材の革新）施策を推進、グローバル体制強化を主導してまいりました。2020年2月より、同氏が最も精通するVCCS事業の責任者として、収益体制再建を最重点に取り組み、2021年3月期においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時期売上が急減する困難な状況の中、同事業の収益体制を建て直し、定着させつつあります。

同氏に引き続き現行の職務を担っていただくべく取締役候補に指名し、2021年6月開催の第83期定時株主総会において選任（重任）されております。

・村松邦子氏

村松邦子氏は、外資系半導体メーカーにおいて広報部部長、経営戦略チームメンバー、企業倫理室長、ダイバーシティ推進責任者を歴任され、退社後その経験を活かして、企業倫理向上やダイバーシティ推進に関する支援を業とする会社を自ら設立し経営する傍ら、経営倫理に関する実践研究を行っております。取締役会においては、「中長期的な企業価値向上」の観点から、ダイバーシティ、人材採用・育成・処遇、事業継続等を中心に積極的な意見・要望等を発言され、当社経営の質的向上に貢献されています。

同氏が有する高い知見および事業会社での実務経験を活かして引き続き経営監視・監督や助言・提言を行っていただくべく社外取締役候補に指名し、2021年6月開催の第83期定時株主総会において選任（重任）されております。

・塩入肇氏

塩入肇氏は、長年にわたって幅広い業種の企業経営のコンサルティングに従事されており、自ら設立したコンサルティング会社の代表取締役として会社経営に携わっております。取締役会においては、製造業の現場に対する理解や企業経営に関する豊富な経験に基づき、主に事業運営・投資案件について積極的に意見・要望等を発言され、当社経営の質的向上に貢献されています。

企業経営に関する高い知見と豊富な経験を活かして引き続き当社経営の監視・監督を行っていただくべく社外取締役候補に指名し、2021年6月開催の第83期定時株主総会において選任（重任）されております。

< 監査役 >

・真下泰史氏

真下泰史氏は、当社入社後本社経理部・富岡工場経理課・ヨコオマレーシアにおいて一貫して経理実務を経験したのち、経理部次長・経理部長として、当社単体・連結の管理会計及び制度決算を統轄した経験を有しております。また、広報・株式部長として主に機関投資家向けIRの責任者を務めたほか、内部監査室部長を経て、経理部門における長年の経験を基に、当社事業の構造・商流等に精通した常勤監査役として、子会社を含めたグループの監査を主導しております。

事業規模が拡大し続ける当社グループの経営が適法性・適正性を維持できるよう、同氏に引き続き経営監査を担っていただくべく監査役候補に指名し、2018年6月開催の第80期定時株主総会において選任（重任）されております。

・古田徹氏

古田 徹氏は、上場会社のグループ会社において人事・採用・労務・総務・コンプライアンス等、一貫して人事・総務分野の業務に従事したほか、企業経営の傍ら、2007年4月から2016年3月末まで労働審判員を務めるなど、豊富な経験を有しております。取締役会においては、独立社外監査役として常に客観的な視点から、監査役就任以降現在に至るまでの当社の経営課題の推移等も踏まえつつ、経営業績報告や設備投資等の重要な業務執行に対して質問・意見・要望等の発言を積極的に行っております。

引き続き同氏に、これまでの経験を活かして経営の監視・監査及び改善のための助言を行っていただくべく社外監査役候補に指名し、2021年6月開催の第83期定時株主総会において選任（重任）されております。

・栃木敏明氏

栃木敏明氏は、弁護士としての豊富な経験および高い見識を有していることから、当社といたしましては、同氏に引き続き経営の監視・監査および助言を行っていただくべく監査役候補に指名し、2018年6月開催の第80期定時株主総会において選任（重任）されております。指名・報酬諮問委員会の設置決定に際しては、委員構成や権限について意見を述べるなど、コーポレートガバナンス強化にも積極的に関与しております。

なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、当社といたしましては、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

執行役員の指名(選任理由)については、以下のとおりです。

<執行役員>

個々の執行役員の選任理由については、専門性等がより明確になるよう、有価証券報告書の「執行役員の状況」において、当社での経歴の概要をできる限り詳細に記載することとします。現任の執行役員については、2021年6月24日付で提出した第83期有価証券報告書の「執行役員の状況」に記載のとおりですが、さらに具体的な記載の充実に努めてまいります。

なお、執行役員の解任があった場合、その理由は、解任日の属する事業年度に係る有価証券報告書に記載することとします。取締役または監査役の解任があった場合は、適時開示により速やかに公表するとともに、解任日の属する事業年度に係る事業報告及び有価証券報告書に記載することとします。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会はより大局的な見地から会社方針等を審議・決定する場であるべきとの考えから、法令等で許容される範囲内で、できる限り執行役員への委任を行うこととしております。

例として、事業活動及びその損益については、年次の利益計画を各事業部を担当する執行役員がとりまとめ、取締役会において審議・決定します。決定後、執行役員が計画を遂行し、進捗状況等を定期または必要に応じて随時に取締役会に報告します。

資金の借入や設備投資などについては、取締役会にて決議すべき金額基準を稟議規程において定め、これを下回る金額の案件については決裁者を執行役員社長または各事業を担当する執行役員としております。

【原則4 - 8】

当社は、2021年6月開催の第83期定時株主総会において村松邦子及び塩入肇の両氏を選任(重任)し、独立社外取締役の員数は2名(取締役会に占める比率は40%)となっております。

なお、筆頭独立取締役については、その必要性が高くないことから、置いておりません。

【原則4 - 9】

当社は、原則として以下の条件に該当するか否かを主要な判断材料として、独立社外取締役の候補者を選定することとしております。

- ・当社と取引のある会社・団体等に所属していないこと
- ・個人として、当社と直接の取引や契約関係がないこと
- ・弁護士や公認会計士などの高い専門性や企業経営に関する幅広い経験を有しているなど、当社経営に有用な人材であること
- ・当社株式を所有していないこと

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会は少人数構成を基本としており、監査役も含めて総体として、特定分野に偏ることなく可能な限り幅広い分野の知識・経験を採り入れられるよう候補者を選定し、選任しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

社外取締役・社外監査役をはじめとする取締役・監査役の兼任状況については、毎事業年度の事業報告及び有価証券報告書において、開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会の実効性に関する分析・評価については、2016年より取締役及び監査役の全員を対象として自己評価アンケートを実施し、集計及び分析を行っております。本年(2021年)につきましては、6月に実施し、次のとおり好評価点/課題・要望事項が挙げられました。

<好評価>

- ・社外役員の意見を積極的に聞き入れ、活発な議論を重視する雰囲気がある
- ・社外役員に対して、審議事項に関する事前の説明が十分に行われている
- ・取締役会の開催頻度が適切に設定されている

<課題・要望>

- ・取締役会のメンバー構成における、性別、国籍、年齢その他のバックグラウンドに関して、さらなる多様性を確保すること
- ・中長期的な企業価値の向上に寄与できる資質を備えた独立社外取締役を、十分な人数確保すること
- ・指名・報酬諮問委員会の綿密なスケジュールリングとタイムリーな資料・情報提供
- ・取締役会に付議すべき議題の再検討(報告事項/決議事項/ディスカッション議題)

総合的にみて、当社取締役会の実効性は十分であるとの評価に至っておりますが、今後も上記課題等への取組みにより、さらなる実効性向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役・監査役に対するトレーニングについては、新任役員に対して役員としての責務などについての研修を実施するほか、社外役員には個別に当社事業及び業界に関する基本的な説明を行うなどして、取締役・監査役個々人の知識拡充を図ることとしております。

【原則5 - 1】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制として、取締役兼執行役員専務管理本部長の配下に広報・株式部を設置し、株主・投資家とのコミュニケーションに努めております。

(i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の設定

株主との対話については、取締役兼執行役員専務が統括することとしております。

(ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

IR実務を担当する広報・株式部責任者が、経営陣幹部の出席する執行経営会議に参加し、株主との対話に必要な情報を収集することとしております。また、管理本部内の各部門(総務・人事・法務・経理及び広報・株式)並びに内部監査室の部門責任者の会議を毎月開催し、部門間連携を強化しております。

(iii) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み

期末及び第2四半期の決算内容について、機関投資家等を対象として決算説明会を開催しております。また、株主アンケートの実施により、主に個人株主の意見・要望等の収集に努めております。

(iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
経営陣幹部の出席する執行経営会議において報告するほか、必要に応じて取締役会にも報告することとしております。

(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

IR担当者には、インサイダー取引規制に関する外部講習の受講を義務付け、当該規制についての理解促進に努めております。また、実際の対話に際しては、原則として、情報統括責任者である取締役兼執行役員専務または情報セキュリティマネジメントの部門責任者である広報・株式部責任者を含む複数名で対応することとしております。

[原則5 - 2]

当社は、2020年11月に、2021年3月期から2023年3月期までの新中期経営計画を公表いたしました。当該計画は、「GO BEYOND - Challenge the Next Stage -」と題し、「既存の企業・事業基盤に基づく成長戦略では超えられない限界を、新たな企業・事業基盤強化の取組みによるさらなる成長力の獲得により突破し、新たなステージに上る」ことを期しております。新株予約権発行による増資で資金調達を行い、新たな成長力を獲得するべく計画している新規事業領域での設備投資や、コア技術深化のための基礎研究投資に資金を投じて、ミニマム・エイト(売上高成長率・売上高営業利益率・ROEを8%以上確保)の安定的な実現を通じて、業績の更なる向上と株主還元の充実を目指してまいります。今後の進捗報告に際しても、資本コストとの関連性などについてのより分かりやすい説明に配慮してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行	4,397,700	19.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,100,300	9.53
株式会社群馬銀行	990,400	4.49
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	990,000	4.49
ヨコオ取引先持株会	756,600	3.43
三菱UFJ信託銀行株式会社	595,800	2.70
第一生命保険株式会社	450,800	2.05
株式会社三菱UFJ銀行	446,600	2.03
株式会社りそな銀行	445,600	2.02
ヨコオ自社株投資会	437,447	1.99

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- ・上記の「大株主の状況」は、2021年3月31日現在の状況を記載しております。
- ・当社は自己株式を538,426株保有していますが、上記の大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
村松 邦子	他の会社の出身者													
塩入 肇	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

村松 邦子	<p>村松邦子氏は、2009年9月まで外資系半導体メーカーに在籍し、広報部部长・企業倫理室長等を務めておりました。同社と当社との間には、当社から半導体検査用機器を販売する取引関係がありましたが、2014年1月以降取引実績はありません。</p> <p>また、日本TI社の親会社である米国テキサス・インスツルメンツ・インコーポレイテッド(Texas Instruments Incorporated. 以下、「米国TI社」といいます。)と当社グループとの間には、当社グループからの半導体検査用具等販売の継続的な取引関係がありますが、その金額は、当社グループの年間連結売上高の2%未満、かつ、米国TI社の年間営業費用の1%未満です。</p>	<p>村松邦子氏は、外資系半導体メーカーにおいて広報部部长、経営戦略チームメンバー、企業倫理室長、ダイバーシティ推進責任者を歴任され、退社後その経験を活かして、企業倫理向上やダイバーシティ推進に関する支援を業とする会社を自ら設立し経営する傍ら、経営倫理に関する実践研究を行っております。企業倫理・ダイバーシティ推進に関する高い知見及び事業会社での豊富な実務経験も有していることから、当社の社外取締役として適任であると考えております。</p> <p>また、同氏は、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。</p>
塩入 肇		<p>塩入肇氏は、長年にわたって幅広い業種の企業経営のコンサルティングに従事されており、自ら設立したコンサルティング会社の代表取締役として会社経営に携わっております。企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると考えております。</p> <p>また、同氏は当社及び当社業務執行者からの明確な独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
------------------------------------------------------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	3	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	3	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、2021年2月開催の取締役会において「指名・報酬諮問委員会」の設置を決定し、同年3月より本格的に活動を開始いたしました。当委員会の概要は以下のとおりです。

<概要>

- ・委員構成: 徳間孝之代表取締役、村松邦子社外取締役および塩入肇社外取締役の3名
当委員会規程において、当委員会は、取締役会決議により取締役の中から選定する3名以上の委員により構成するものとし、委員の過半数は独立社外取締役でなければならないと規定しております。
- ・委員長: 村松邦子委員(当委員会の決議により決定)
当委員会規程において、当委員会の委員長は、委員である独立社外取締役の中から、委員会の決議により選定することとしております。
- ・当委員会の機能及び権限
当委員会は、取締役・監査役・執行役員の指名および報酬等について、取締役会より諮問を受け、その答申として、取締役会に付議するべき原案を審議・決定します。取締役会は決議にあたり、当委員会の答申を最大限に尊重することを、取締役会規程において規定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(a)監査役と会計監査人の連携状況

当社の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人です。

監査役と会計監査人との間では、監査役会において年4回(各四半期末及び期末)会計監査人から監査及びレビューの実施報告を受けて協議を行うほか、当社各事業部及び国内外子会社に対する会計監査人監査の実施に際して常勤監査役が立ち会うなどの相互連携を図っております。

(b)監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査を担当している内部監査部門と監査役の間では、内部監査部門が監査役監査を適宜サポートするほか、監査役が内部監査部門と、内部統制の整備及び運用状況等について定期的に会合を持ち、情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古田 徹	他の会社の出身者													
栃木 敏明	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古田 徹			古田 徹氏は、上場会社の関係会社において、人事・採用・労務・総務・コンプライアンス等、一貫して人事・総務分野の業務に従事したほか、長年労働審判員を務め(2016年3月31日付で退任)、現在も群馬総合スタッフ株式会社代表取締役として一企業を経営しているなど、豊富な経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると考えております。 また、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性も有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
栃木 敏明		栃木敏明氏がパートナー弁護士であるのぞみ総合法律事務所と当社グループとの間には、同事務所に所属する他の弁護士に対する法律相談等報酬の取引実績がありますが、一般的な取引であり、当連結会計年度末までの直近5年間における取引額の総額は2,010千円です。	栃木敏明氏は、弁護士としての豊富な経験及び高い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると考えております。 また、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性も有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役2名及び社外監査役2名は、いずれも独立役員の資格を充たしており、当社は当該社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

【ストックオプション制度】

当社の業績向上と当社取締役が得られる利益とを連動させることにより、当社の中長期的な株主価値の向上に資することを目的として、ストックオプションを導入しております。

2014年6月27日開催の第76期定時株主総会及び取締役会において、当社取締役及び従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、同年8月7日開催の取締役会における決議に基づき、同年8月8日付で対象者への新株予約権の割当てを実施いたしました。なお、2021年3月31日時点における当該ストックオプションの発行残高はありません(2020年8月7日をもって行使可能期間が終了し、未行使残高は失効)。

【取締役賞与】

取締役賞与は、業務執行取締役である社内取締役のみを支給対象とし、社外取締役は支給対象外としております。

その支給有無/支給総額は、各連結会計年度の連結営業利益の達成度(前連結会計年度の連結営業利益に対する達成度及び当該連結会計年度の連結営業利益予想値に対する達成度)に応じて決定し、各社内取締役の職務及び功績等を勘案して代表取締役執行役員社長が個人別支給額の原案を作成し、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで取締役会に付議し、審議・決定しております。

なお、2021年3月期に係る取締役賞与の支給額は41百万円です。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2014年6月27日開催の第76期定時株主総会における決議により、取締役に対する金銭報酬の限度額(年額280百万円以内)とは別に、取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプション報酬限度額を年額5千万円以内と設定しております。

なお、2021年3月31日時点において、当該ストックオプションの発行残高はありません(2020年8月7日をもって行使可能期間終了)。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第79期定時株主総会において、年額2億8千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)の上限は変えずに、その内訳である社外取締役に対する報酬限度額を年額1千万円以内から2千万円以内に増額するとともに、上記年額の範囲内で、取締役会決議により取締役賞与を支給できることとすることをご承認をいただきました。

また、2014年6月27日開催の第76期定時株主総会における決議により、上記金銭報酬の限度額とは別に、取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプション報酬限度額を年額5千万円以内と設定しております。

なお、直近事業年度(2021年3月期)に係る報酬等(業務執行取締役に対する賞与を含む)の支給実績は、取締役5名に対し173百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
-----------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【基本方針】

・当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材意を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期

待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする。

・具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

・また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続きの両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

【基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針】

・基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めたガイドラインをベースに、前連結会計年度の業績、当連結会計年度の経営計画及び各取締役の役割等を勘案して代表取締役執行役員社長が個人別の報酬等の額の原案を作成し、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで、新連結会計年度開始の前月に開催する取締役会に付議し、決定するものとする。

・なお、業務執行取締役の基本報酬には、後掲の役員持株会による自社株式取得のための拠出金も含むものとする。

【業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針】

・連結会計年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、業績指標の達成度合いに応じて役員賞与を支給するものとする。

・その支給有無/支給総額は、各連結会計年度の連結営業利益の達成度(前連結会計年度の連結営業利益に対する達成度及び当該連結会計年度の連結営業利益予想値に対する達成度)により、代表取締役執行役員社長が原案を作成し、支給する場合の個人別支給額についても、各業務執行取締役の職務及び功績等を勘案して代表取締役執行役員社長が原案を作成するものとする。当該原案を指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで、当該連結会計年度の業績が確定した月の取締役会において決定し、当該取締役会の翌月に支給するものとする。

【株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針】

・株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、ストックオプションを付与するものとする。ただし、計上すべき費用が業績に与える影響とインセンティブとしての効果を比較考量して付与の有無及び付与の時期を決定するものとし、個人別の付与数は、株主総会決議により定められた上限(発行金額又は発行株数)の範囲内において、各取締役の役位・職責等を勘案して代表取締役執行役員社長が原案を作成し、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで、取締役会にて決定するものとする。

・また、役員持株会を通じた自社株式保有を義務付けるとともに、その拠出額分を毎月の基本報酬に含めて支給するものとする。

【基本報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針】

・業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、ストックオプションを上限まで割り当てる場合の、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬60%、業績連動報酬20%、株式報酬20%とする。

【取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項】

・全ての取締役報酬等は、取締役会が指名・報酬委員会に諮問したうえで、その答申を最大限に尊重し、取締役会の決議により決定する。

・上記の指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議により選定した委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。また、指名・報酬諮問委員会の委員長は、独立社外取締役である委員の中から、指名・報酬諮問委員会の決議によって選定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

・社外取締役および社外監査役に対する会議・会合等の開催案内や取締役会議題に関する資料の提供については、取締役会事務局を務める法務部が中心となって行っております。

・取締役会議題(報告事項・決議事項)の資料は原則として取締役会開催日の3日前までに社外取締役及び社外監査役に提供することとしており、取締役会開催日と同日(取締役会より前)に開催される監査役会において常勤の社内監査役及び議題の起案者から事前説明を行っております。

・また、取締役会付議対象ではないものの共有することが望ましい情報(各事業の業界構造・情勢など)についても、常勤監査役が担当部門に依頼し、監査役会において社外取締役・社外監査役への説明を行うこととしております。

・新型コロナウイルス感染防止策の一環として、2020年5月開催の取締役会及び監査役会より、社外取締役及び社外監査役は原則としてWeb会議システムによるリモート出席としております。また、当該Web会議システムのファイル共有機能の活用及びタブレット端末支給により、資料の共有・閲覧・保存を円滑に行える環境を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【コーポレート・ガバナンス体制の構成機関】

(1)取締役会

業務執行取締役である代表取締役兼執行役員社長、取締役兼執行役員専務及び取締役兼執行役員常務各1名、並びに非常勤の社外取締役2名の計5名により構成されております。

(2)執行役員

執行役員社長以下13名体制で業務執行を担っており、執行役員社長、執行役員専務及び執行役員常務の3名が取締役を兼務しております。

(3)監査役会

常勤の社内監査役1名及び非常勤の社外監査役2名の計3名により構成されております。

(4)会計監査人

当社の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人です。

【コーポレート・ガバナンス体制の各機能】

(1)業務執行機能

・定例及び臨時の取締役会における戦略決定に基づき、執行役員が業務執行にあっております。

・執行役員・事業部長・主要部門長は、毎月定例及び臨時に開催される執行経営会議において、経営実績の報告・確認を行うほか、業務執行上の重要事項について審議・決定を行っております。

(2)監督機能

・各取締役は、定例及び臨時の取締役会において、執行役員を兼務する取締役又は他の担当執行役員より業務執行の状況・実績について報告を受け、提案事項等について審議・決定するほか、経営実績確認会議・事業部会議等に適宜出席することなどにより、業務執行の監督を行っております。

・経営監督機能の実効性を高めることを目的として、社外取締役が、監査役会にも出席し、取締役会議題についての事前説明を社外監査役と共に

に受け、意見交換等を行うほか、必要な範囲で監査役会報告・審議事案の共有を行っております。

(3) 監査機能

(監査役及び監査役会)

- ・監査役は、毎月開催される監査役会において業務監査等に関する事項について報告・協議・決定等を行っております。
- ・監査役は、取締役会に出席し、必要があれば各々の専門性・知識・経験に基づき助言を行うほか、期初に定めた監査計画書に従って、または必要に応じて随時に、当社及び国内外子会社の監査を行っております。
- ・また、監査役会は、四半期に一度、執行役員社長による経営状況報告及び質疑応答を通じて、業務執行の適正性の確認を行っております。
- ・当社は、社外役員選任に際し、原則として以下の条件に該当するか否かを主要な判断材料として、候補者を選定することとしております。
 - Ⅰ) 当社と取引のある会社・団体等に所属していないこと
 - Ⅱ) 個人として、当社と直接の取引や契約関係がないこと
 - Ⅲ) 弁護士や公認会計士などの高い専門性や企業経営に関する幅広い経験を有しているなど、当社経営に有用な人材であること
 - Ⅳ) 当社株式を所有していないこと

(会計監査人)

- ・会計監査人は、定期(各四半期末及び期末)及び必要に応じて随時、当社、当社の国内子会社及び主要な海外子会社における往査のほか、当社の代表者及び最高財務責任者に対するインタビューを実施し、会計監査・内部統制監査を行っております。
- ・当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人において、直近事業年度(2021年3月期)に係る監査業務を執行した公認会計士は、川瀬洋人・川口靖仁の両氏(両氏はいずれも指定有限責任社員業務執行社員)であり、同年度の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士試験合格者等5名、その他4名です。

(3) 補足：監査機能の強化に関する取組み

- ・監査役監査を支える体制として、当社の内部監査部門が監査役監査を適宜サポートする体制をとっております。
- ・社外監査役 古田 徹氏及び栃木敏明氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性も有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
- ・財務・会計に関する知見を有する監査役として、常勤監査役真下泰史氏を選任しております。また、法務面では、法律の専門家である監査役として栃木敏明氏を、人事・労務・総務・コンプライアンス等の豊富な実務経験を有する監査役として古田 徹氏を選任しており、総体として幅広い分野について高い専門性・豊富な知識・経験を監査業務に活かせる体制としております。
- ・重要な業務の適法・適正な執行のため、常勤の社内監査役が執行経営会議に出席し、必要に応じて発言を行っております。また、執行経営会議における業績報告や業務執行上の重要決定事項等については、常勤監査役(または必要に応じて執行役員・各部門長等)が監査役会に報告することとしております。

(4) 役員指名、報酬決定

- ・取締役・監査役候補者の指名に当たっては、代表取締役執行役員社長が候補者を選定し、指名・報酬諮問委員会における原案審議・決定のうえ、取締役候補者は取締役会の承認を、監査役候補者は監査役会の同意を経て、指名することとしております。なお、社外役員候補者の場合は、当社の独立性判断基準に照らして一定水準以上の独立性を有することや、当社にとって有用な知識・経験を有することを確認したうえで、上記の手続きをとっております。
- ・取締役の報酬等については、前記「1. 機関構成・組織運営等に係る事項 (6) 取締役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社として、独立性の高い社外監査役の選任により、コーポレートガバナンス強化に努めてまいりましたが、グローバル企業としてコーポレートガバナンスにおいてもグローバルスタンダードの考え方を採り入れる重要性に鑑み、独立性の高い社外取締役を2名選任しております。

現時点において、取締役5名のうち2名が独立性の高い社外取締役であり、当社の掲げる「少人数構成による意思決定の迅速化」とコーポレートガバナンス強化とを両立するために適した体制であると考えておりますが、今後も、経営環境や当社事業構成・規模などの変化、他の機関設計のメリット・デメリット等を踏まえつつ、当社にとって最適なコーポレートガバナンス体制のあり方を検討してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様に議案をご検討いただく期間を十分に確保するべく、招集通知の発送を、原則として総会会日の3週間以上前に行うこととしております。 なお、2021年6月24日開催の第83期定時株主総会に関する招集通知は、会日の20日前(中19日前)である6月4日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2019年6月開催の第81期定時株主総会より、いわゆる集中日での開催とならないよう、開催日を従来より1～2営業日繰り上げることといたしました。 これは、総会会日を上記日数だけ繰り上げても、会日の3週間以上前に招集通知(冊子)発送を、同じく1か月前に招集通知の早期ウェブ開示を、いずれも安定的に実施できる実務の目途が立ったことによります。 なお、本年(2021年)の定時株主総会は、集中日が6月29日(火)であったところ、当社は6月24日(木)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2017年6月開催の第79期定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使(インターネット行使)を導入し、株主様の議決権行使の利便性向上を図っております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2017年6月開催の第79期定時株主総会より、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を開始し、機関投資家の議決権行使の利便性向上を図っております。
招集通知(要約)の英文での提供	原則として、狭義の招集通知及び株主総会参考書類の英訳版を作成し、日本語の招集通知と同時に東京証券取引所に提出するとともに、当社ウェブサイト(英語版)にも掲載しております。
その他	・2015年6月開催の定時株主総会に関する招集通知より、その発送日前からご覧いただけるように、東京証券取引所への提出及び当社ウェブサイト掲載の早期化を実施しております。 2021年6月開催の第83期定時株主総会に関する招集通知については、6月4日発送に対し、その9日前の5月26日(株主総会日の約1か月前)に、日本語版(全文)及び英語版(狭義招集通知及び株主総会参考書類)の早期提出・早期掲載を実施いたしました。 ・株主総会における説明をより分かり易くするため、パソコン及びプレゼンテーション用ソフトによるビジュアル化を実施しております。 ・なお、2021年6月開催の第83期定時株主総会においては、前年の総会に引き続き、総会会場受付・会場内に新型コロナウイルス感染防止策(入場者検温実施、手指消毒液設置、飛沫拡散防止用ビニールカーテン設置、ソーシャルディスタンスを確保した座席配置等)を採ったほか、リアル出席役員の減員(ウェブ会議システムによるリモート出席化)や、プレゼンテーションの大部分において録音音声再生による説明を活用するなどして、来場株主・出席役員等の安全確保に、特に注力いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」において、情報開示の基本方針、情報の開示、将来の見通し及び沈黙期間について定め、これを当社ホームページ上に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2019年8月に、取引証券会社の支店において、個人投資家向け説明会を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、現時点では対面型説明会の開催予定はありませんが、オンライン説明会など、感染リスクを回避できる方法による開催を検討してまいります。	なし

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期末及び期末)決算説明会を開催し、業績及び見通しの説明並びに質疑応答を行っております。決算概要については取締役兼執行役員専務より、今後の事業展望については代表取締役兼執行役員社長より行っております。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大以降の2020年5月開催の決算説明会は電話会議で開催、同年11月開催分及び2021年5月開催分は会場+電話会議の併催として、参加者の利便性・安全性等いずれのニーズにもお応えできる形としております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2020年3月開催及び動燃12月開催の海外機関投資家向けカンファレンス(証券会社主催、Web会議による)に参加しております。当社からは取締役兼執行役員専務、執行役員1名、IR担当部門2名(部門責任者及び担当)が出席し、説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	「IR情報」のページに、トップメッセージや中期経営計画骨子のほか、決算短信・有価証券報告書等の財務情報、適時開示情報・ニュースリリース、株主通信等を掲載しております。 なお、2018年5月より、アナリスト・機関投資家向け決算説明会の資料も同様に、当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社におけるIR担当部署は広報・株式部です。	
その他	・アナリスト・機関投資家の個別取材を広く受け入れております。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、電話会議システムまたはWeb会議システムによることとしております。 ・個人投資家への情報提供のため、「株主通信」を取引証券会社の一部店頭にて無料配布しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ガバナンスマニュアル」において株主権利の尊重を、「CSR行動規程」において役員・社員の行動基準を、「ディスクロージャーポリシー」及び「内部情報開示規程」においては、投資家をはじめとするステークホルダーに対して適時・的確な情報開示を行うことを、それぞれ定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>< 環境保全活動 > 当社は、地球環境と調和の取れた事業活動を推進することが企業の責務であると認識し、積極的に地球環境保全活動に取り組んでおります。ISO14001の認証を取得し、さらに「環境マネジメントシステム」をグループの海外拠点にも展開し、ヨコオグループ全体での取組みを強化しております。 詳細は、弊社ホームページの「CSR推進:環境保全活動」ページをご参照ください。 https://www.yokowo.co.jp/company/csr/environment.html</p> <p>< 情報開示・情報セキュリティ > 社会から信頼され続けるために、当社ホームページに最新のIR情報を掲載するとともに、顧客・取引先より預かる情報はもとより、当社グループが取り扱うすべての情報資産の重要性を常に認識して、その不適切な開示、情報の漏えい、目的外の使用を防ぎ、適切に保護するため、「情報セキュリティポリシー」を定め、推進しております。2014年には、情報セキュリティマネジメントシステム規格であるISO27001の認証を取得しております。 情報セキュリティに関する詳細は、弊社ホームページの「CSR推進:情報セキュリティ」ページをご参照ください。 https://www.yokowo.co.jp/company/csr/security.html</p> <p>< 労働安全衛生 > 会社の重要な財産である社員及び構内協力会社、訪問者等の当社活動における利害関係者の安全と健康を経営の最優先課題と位置付け、安全を常に確保し、社員及び利害関係者が安心して働ける職場を追求するとともに、心身の健康増進に努めるための方針を定め、推進しております。2016年には、労働安全衛生マネジメントシステム規格であるOHSAS18001の認証を取得(2020年よりISO45001に移行)しております。 労働安全衛生に関する詳細は、弊社ホームページの「CSR推進:労働安全衛生」ページをご参照ください。 https://www.yokowo.co.jp/company/csr/safety.html</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」において情報開示の基本方針等を、「内部情報開示規程」においてその具体的な開示方法を定めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、会社法及び金融商品取引法並びにそれらの関係法令等に基づき、以下のとおり内部統制システムを構築し、すべての取締役、監査役並びに使用人が、法令を遵守し公正でかつ透明性の高い企業活動を行うことを徹底する。併せて、企業価値の極大化を目指し、あらゆるステークホルダーの利益の最大化の実現に努力する。

【体制の整備】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、「CSR行動規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、全役職員に周知徹底し、定着に努める。また、「コンプライアンス規程」において内部通報制度を整備し、法令、定款または関連規程に反する行為の早期発見及び是正に努める。
- (2) 取締役は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度をとり、一切関係を持たないことを、「CSR行動規程」に明確に定めて全役職員に周知徹底する。不当な要求を受けた場合は、「経営危機管理規程」に基づき代表取締役の指揮の下、人事総務部が警察・弁護士等専門機関と緊密に連携して、これを断固として排除する。
- (3) 取締役は、各部門の業務プロセス等を監査し不正の発見・防止及びプロセスの改善を指導する部署として、内部統制担当部署を設置する。

< 運用の状況 >

- ・上記の「CSR行動規程」をグループウェア上で随時閲覧可能としているほか、当社グループの役員及び社員がとるべき行動を定めた「CSR行動規程」を、日本語 / 英語 / 中国語いずれかの携帯リーフレットで配付し、周知徹底を図っております。
- ・内部通報制度は、公益通報者保護法及び「内部・外部通報規程」に則って運用しております。実際に通報のあった案件について速やかに調査を実施し、適切に対処しております。
- ・代表取締役執行役員社長の直轄組織として内部監査室を設置し、当社グループの財務報告プロセス・業務プロセスを中心に、監査及び改善指導を行っております。

2. 財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、その監査、運用評価及び不備是正については内部統制担当部署がその任にあたる。

< 運用の状況 >

- ・当社及び国内外主要子会社の財務報告プロセス及び主要な業務プロセスについて、内部監査室が監査、運用評価及び不備是正指導を行っております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、その職務執行に係る情報について、関連法令及び社内規程に基づき適切に保存する。取締役及び監査役はこれらの文書を随時閲覧できるものとする。
- (2) 取締役は、情報の保存及び管理の適切性を維持するため、各組織における責任者を決定し、組織的、体系的に情報の保持及び管理を行うとともに、保存及び管理状況について、定期的にモニタリングを行う。

< 運用の状況 >

- ・取締役の職務執行に係る情報の保存については、会社法等関連法令に基づき適切に行っております。
- ・当社グループが取り扱うすべての情報資産の重要性を常に意識し、その不適正な開示、情報の漏えい、目的外の使用を防ぎ、適切に保護するため、情報セキュリティポリシーを定め、情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、グループ全体で情報セキュリティ活動に取り組んでおります。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) より安定的で円滑な事業活動のため、多様化する損失の危険(リスク)についての把握・分析・計画策定・実行・評価・改善・レビューを行う「リスクマネジメントシステム(RMS)」を構築・整備する。
- (2) 「リスク管理規程」においてリスクマネジメント方針及びリスクマネジメント行動指針を定め、RMSの継続的向上に努める。
- (3) リスク管理委員会を設置し、執行役員社長が委員長を、人事総務部が事務局を務める。また、各本部及び各事業部にリスク管理責任者を、各部署にリスク管理推進委員を配置して、全社的運用を行う。

< 運用の状況 >

- ・RMSの運用については、CSRを推進する「CSR委員会」の下に、情報セキュリティ / 労働安全衛生など重要なリスク項目について、専門委員会等を設けて活動を推進しております。また、「事業リスク管理委員会」において、当社の各事業に直接関係するリスクの早期把握、共有・分析及び対策立案・実行に努めております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、企業ビジョン、中期計画、年度利益計画を承認し、その進捗状況を定期的に評価し、それをもとに資源再配分等経営戦略の意思決定を行う。
- (2) 取締役の職務執行権限と責任を明確にし、取締役会において取締役の職務執行状況の監督を行う。
- (3) 事業部制をベースとした執行役員制により、執行役員の職務分掌及び責任、権限を明確に定め、執行役員社長以下の執行役員に権限を委譲し、意思決定及び職務執行の効率化、迅速化を行う。

< 運用の状況 >

- ・中期経営計画及び年度利益計画は、取締役会にて審議・承認を受け、遂行しております。当該計画に従って執行役員社長以下各執行役員が業務を執行し、その進捗状況を毎月、執行経営会議及び取締役会にて報告しております。
- ・業務執行に関する責任範囲・権限については、「職務分掌規程」及び「責任権限規程」において規定しており、取締役から執行役員への権限移譲を法令上可能な範囲で最大限行って、取締役の意思決定及び職務執行の効率化・迅速化を図っております。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 監査役は、連結子会社を含めた企業集団について、「監査役監査基準」に基づき監査・改善・指導を行い連結子会社のガバナンスが確保できる体制とする。
- (2) 当社は、連結子会社における内部統制の実効性を高めるために必要な施策、指導及び支援を行う。
- (3) 当社内部統制担当部署は、当社および連結子会社の内部監査を定期的に実施し、その結果を当社取締役会および連結子会社社長に報告する。

< 運用の状況 >

・常勤監査役が、主要な当社事業所及び主要な連結子会社を往査またはリモート会議を実施し、業務監査及び改善に向けた指導を行っております。

・当社及び国内外主要子会社の財務報告プロセス及び主要な業務プロセスについて、内部監査室が監査、運用評価及び不備是正指導を行い、その結果を監査報告会・監査報告書にて連結子会社社長に報告するとともに、結果の概要を取締役に報告しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が職務を補助すべき使用人を必要とした場合には、内部統制担当部署に監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

< 運用の状況 >

・現時点では、監査役の職務を補助する選任者は置いておりませんが、子会社往査の時期を内部監査室と重ねて合同監査とするなど、監査役監査を効率的に行っております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、その他の重要な意思決定を行う会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況等重要事項について定期的に報告を求めるとともに、必要な情報の交換を行う。
- (2) 前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役に対して法定事項に加え、当社及び連結子会社経営に重大な影響を及ぼす事項の発生または発生するおそれが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。
- (4) 監査役は、代表取締役と定期的に、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (5) 監査役は、内部統制担当部署と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部統制担当部署に調査を求める。
- (6) 監査役は、会計監査人と定期的に情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に説明・報告を求める。

< 運用の状況 >

・社内監査役真下泰史氏並びに社外監査役栃木敏明氏は、2021年3月期に開催された取締役会18回すべてに出席(出席率100%)、社外監査役古田徹氏は同18回中17回出席(出席率94%)し、議題の内容について活発な発言・質疑応答を行っております。

・各四半期及び期末の決算取締役会に続けて、監査役3名が、代表取締役執行役員社長と懇談会の場を持ち、意見交換を行っております。また、同様に、会計監査人との監査報告会も行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度をとり、一切関係を持たないことを、「CSR行動規程」に明確に定め、全役員に周知徹底しております。

万が一不当な要求を受けた場合は、「経営危機管理規程」に基づき代表取締役の指揮の下、人事総務部が警察・弁護士等専門機関と緊密に連携して、これを断固として排除します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

[当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針]

1. 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社グループは、創立以来「常に時代の先駆者でありたい」と考え、急速に進化する情報通信・電子部品業界の中で、「アンテナスペシャリスト」、「ファインコネクタスペシャリスト」、「マイクロウェーブ(高周波)スペシャリスト」、「先端デバイススペシャリスト」としてのコアコンピタンスを活かし、主要市場である自動車市場・半導体検査市場・携帯端末市場・先端医療機器市場に当社独自の先進技術力を駆使し、革新的な先端製品を提供してまいりました。このことにより、上記基本方針に示したとおり、ステークホルダーの皆様への利益・幸福を希求してまいりました。

当社及び当社グループは、企業価値のさらなる向上を目指し、中期経営基本目標である「ミニマム8(エイト)」(売上高成長率・売上高営業利益率・自己資本利益率を8%以上確保)を設定しこれを安定的に実現するべく、以下の経営の基本方針のもとに、さらなる事業拡大と収益力向上に取り組んでまいります。これらの取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

< 経営の基本方針 >

- (a) 「品質第一主義」に徹し、最高品質と環境負荷物質ゼロ化により、「ヨコオ品質ブランド」を確立する
- (b) 「技術立脚企業」として、アンテナ技術・マイクロウェーブ技術・表面改質材料技術・微細精密加工技術をさらに強化・革新するとともに、製品の付加価値向上に貢献する新技術を積極的に導入し活用する
- (c) プロダクト・イノベーション(事業構造・製品構造の革新)、
プロセス・イノベーション(事業運営システムの革新)、
パーソネル・イノベーション(人材の革新)
の3つの革新に加え、将来成長を見据えた
マネジメント・イノベーション(経営・事業運営の革新)
を強力に推進することにより、「進化経営」の具現化を加速する
- (d) 業界ノ顧客ノ技術ノサプライチェーン等の事業構造を重層化することにより、世界的パラダイムシフトノドラスチックな事業環境や競争環境激変に対応可能な事業体制を確立する

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年6月に導入し継続してきた「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を、2020年6月25日開催の第82期定時株主総会の終結の時をもって、廃止いたしました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る会社方針

当社は、関連諸法令に則った会社情報の適時・適切な開示が上場企業の最も重要な責務の一つであるとの認識に基づき、社内の組織及び諸規程の整備を行い、これらの適正な運用により、迅速かつ正確な情報開示に努めます。

2. 組織・社内規程等

(1) 組織

会社法・金融商品取引法をはじめとする法制の整備・強化に伴い、上場企業の情報開示には順法性・迅速性・正確性に加え、積極性に対する要請も高まってきております。

当社は、このような状況に対応するための組織として管理本部内に「広報・株式部」を設置し、取締役会による監督の下、代表取締役兼執行役員社長並びに情報取扱責任者(注1)である取締役兼執行役員専務の指揮により、適時・適切な法定情報開示及び積極的なIR等任意情報開示にも努めております。

(注1) 東京証券取引所の定める有価証券上場規程第417条第1項に規定される者をいいます。

(2) 社内規程

当社は、会社情報の取扱及び開示並びにインサイダー取引規制に関する社内規程を整備し、全社員共通の情報インフラを通じてこれらの規程を周知徹底しております。

なお、上記規程類については、年1回定期的に見直しを行うほか、関連法令の改正等に伴い必要の生じる都度、改定を実施しております。

3. 開示プロセス

決定事実については実質的決定前に代表取締役兼執行役員社長から取締役兼執行役員専務を通じて、また、発生事実については事実発生の確認後速やかに当該事実の第一次取扱部署の担当執行役員から代表取締役兼執行役員社長及び取締役兼執行役員専務を通じて、広報・株式部に情報が伝達されます。

広報・株式部では、当該情報に基づいて適時開示書類原案を作成します。作成に当たり必要と判断される場合は、顧問弁護士や東京証券取引所上場部に助言・指導を仰ぎます。

広報・株式部が作成した適時開示書類原案は、情報取扱責任者である取締役兼執行役員専務及び代表取締役兼執行役員社長の承認後、取締役会に付議され承認を受けます(ただし、内容的に適時開示義務のないものについては、取締役会への付議を行わない場合があります)。

取締役会の承認後速やかに、その承認された内容のとおり整えられた適時開示書類の確定版をTDnetにより東京証券取引所に提出します。

なお、緊急のため取締役会の承認を得ることが困難な場合には、代表取締役兼執行役員社長の単独承認に基づき適時開示を実施し、その後最初に開催される定時あるいは臨時の取締役会において報告し承認を受けることとします。

4. モニタリング

上記の適時開示体制の運用状況については、内部監査担当部門及び監査役が定期あるいは不定期に監査を行い、必要があれば改善のための助言・指導を行います。

